

## 令和4年度合唱団育成事業開催要項

### 1 目的

合唱団育成事業は、公益財団法人那須野が原文化振興財団（以下「財団」という。）の自主事業として開催する文化活動育成事業の一環として、合唱団育成講座により育成された合唱団（以下「合唱団」という。）の育成を目的とする。

大田原市・那須塩原市民をはじめ、広く一般から募集する参加者に、合唱団団員として合唱技術の向上はもとより、合唱の楽しさと喜びを与えるとともに、合唱団の日頃の練習の成果の発表の場を提供し、もって地域音楽文化の向上と振興を図ることを目的とする。

### 2 事業

合唱団育成事業は、次の2事業とする。

#### (1) 一般合唱団育成事業（以下「一般合唱事業」という。）

那須野が原ハーモニーホール合唱団（以下「ハーモニーホール合唱団」という。）の育成

#### (2) 少年少女合唱団育成事業（以下「少年少女合唱事業」という。）

那須野が原少年少女合唱団（以下「少年少女合唱団」という。）の育成

### 3 主 催

公益財団法人那須野が原文化振興財団

### 4 後 援

大田原市教育委員会、那須塩原市教育委員会

### 5 事業運営

財団及び合唱団が連携して運営に当たる。

なお、合唱団役員、会費及び合唱団の自主的な活動など、財団以外の合唱団の運営に関する事項については、本事業の要項の範囲内で、団則等で定めるものとする。

### 6 参加資格

参加資格は次の通りとする。

なお、在勤・在住地は問わない。

#### (1) 一般合唱事業

高校生以上とする。

#### (2) 少年少女合唱事業

原則として小学生から中学生までとする。

ただし、本事業の運営に当たり必要と認められる場合には、少年少女合唱団の定める団則等によるものとする。

### 7 募集人員

#### (1) 一般合唱事業

ハーモニーホール合唱団の各パート（ソプラノ・アルト・テノール・バス）の人員は54名以内とする。

#### (2) 少年少女合唱事業

少年少女合唱団の人員は、30名以内とする。

## 8 参加者の募集

各合唱団団員としての参加者の募集は、財団が合唱団と連携して両市の広報紙及びホール情報紙等により広く募集する。

## 9 合唱指導者等

財団が選任する講師等とする。

## 10 経費負担

本事業に係る、指導者等謝金及び事務的経費については、財団の当該予算の範囲内で支出するものとする。また、受講生一人につき月額大人 1,000 円（年間 12,000 円）、学生 500 円（年間 6,000 円）を、前期（4 月）、後期（10 月）にわけて徴収する。

※ 合唱団の自主的な活動、演奏会の費用等、財団の予算を超える費用については、団則等で定める会費等でまかなうこととする。

### (1) 中途参加者

月割りで徴収を行う。

### (2) 中途脱退者

一切、返金を行わない。

### (3) 徴収方法

団員取り纏めの上納付、又は、直接納付とする。

## 11 練習日時

練習日時、回数は次に定めるものとする。

なお、ここで定める回数を超える練習については、合唱団の自主的な活動とする。

新型コロナウイルスの感染拡大状況によって国・県・市等から自粛要請があった場合、練習（成果発表含む）を中止することがある。

### (1) 一般合唱事業

原則として、月 4 回、月曜日の午後 7 時から午後 9 時までとする。

ただし、突発的な演奏会や事業等があり、財団が必要と認めた場合にはその限りではない。

### (2) 少年少女合唱事業

原則として、月 3 回、木曜日の午後 6 時 45 分から 8 時 45 分までとする。

ただし、突発的な演奏会や事業等により、財団が必要と認めた場合にはその限りではない。

## 12 練習会場

原則として、ホール（大ホールステージ、小ホールステージ、交流ホール、リハーサル室の単独、若しくは複数施設）を使用する。

また、自主事業、貸館等により那須野が原ハーモニーホールの使用ができない場合においては、他に振り替えることができる。

## 13 成果発表

練習成果の発表は、年度末に行うものとし、財団は会場を提供する。